

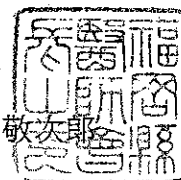


福岡医発第2123号(地)

平成15年 2月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎



香港におけるインフルエンザA(H5N1)患者の発生について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、1月に中国福建省に旅行していた香港在住の男性及びその父親よりインフルエンザウイルスA(H5N1)が検出された旨、WHO(世界保健機関)が2月20日までに発表いたしました。

現時点において国内はもとより香港においても、インフルエンザの発生動向に異常は認められておりませんが、新型インフルエンザウイルスのまん延予防には早期発見が重要であることから、別紙のとおり日本医師会感染症危機管理対策室より通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、医療機関に対し、当面4月末日までの間に、インフルエンザA型と迅速判断した症例であって、中国福建省又は香港を出発後1週間以内に発症したものについては、患者等の同意を得て、保健所に情報提供を行うよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下医療機関への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

(地 2 2 6 F)

平成 1 5 年 2 月 2 4 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

香港におけるインフルエンザ A (H 5 N 1) 患者の発生について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、1 月に中国福建省に旅行していた香港在住の男児及びその父親より、インフルエンザウイルス A (H 5 N 1) が検出された旨、WHO (世界保健機関) が 2 月 2 0 日までに発表いたしました。

現時点において、国内はもとより香港においても、インフルエンザの発生動向に異常は認められておりませんが、新型インフルエンザウイルスのまん延予防には早期発見が重要であることから、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部 (局) 長宛に、香港におけるインフルエンザ A (H 5 N 1) 患者の発生についての通知がなされ、本会にも協力方依頼がありました。

本通知は、医療機関に対し、当面 4 月末日までの間に、インフルエンザ A 型と迅速診断した症例であって、中国福建省又は香港を出発後 1 週間以内に発症したものについては、患者等の同意を得て、保健所に情報提供を行うよう求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、各医療機関に対し、周知いただきますようよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発第 0221001 号
平成 15 年 2 月 21 日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

香港におけるインフルエンザ A (H5N1) 患者発生に伴う
インフルエンザウイルス検査体制の強化について (協力依頼)

今般、1 月に中国福建省に旅行していた香港在住の男児及びその父親より、インフルエンザウイルス A (H5N1) が検出された旨、WHO (世界保健機関) が 2 月 20 日までに発表しました。現在 WHO 等と共に、詳細な情報の収集、解析に努めているところです。

現時点において、国内はもとより香港においても、インフルエンザの発生動向に異常は認められていませんが、念のために本件を踏まえ、新型インフルエンザウイルスの早期発見を目的として、別添のとおり、ウイルス検査体制を整えました。

つきましては、新型インフルエンザの早期発見対策が、円滑に実施されるよう貴会の協力についてよろしくご配慮の程をお願いいたします。

健感発第 0221001 号
平成 15 年 2 月 21 日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

香港におけるインフルエンザ A（H5N1）患者の発生について

今般、1 月に中国福建省に旅行していた香港在住の男児及びその父親より、インフルエンザウイルス A（H5N1）が検出された旨、WHO（世界保健機関）が 2 月 20 日までに発表した。現在、厚生労働省は、WHO 等と共に、詳細な情報の収集、解析に努めているところである。

現時点において、国内はもとより香港においても、インフルエンザの発生動向に異常は認められていないが、新型インフルエンザウイルスのまん延予防には早期発見が重要である。そのため本件を踏まえ、関係団体とも連携の上、次の対策について御協力願いたい。

1 早期発見対策

ア 当面 4 月末日までの間に、インフルエンザ A 型と迅速診断した症例であって、中国福建省又は香港を出発後 1 週間以内に発症したものについては、患者等の同意を得て、保健所に情報が提供されるよう管内の医療機関に周知願いたい。

イ 保健所は、医療機関から検体の提供を受けた場合、地方衛生研究所等に送付し、ウイルス検査を行われたい。

ウ 地方衛生研究所等におけるウイルス検査により新型インフルエンザが疑われる場合は、国立感染症研究所に検体をすみやかに送付されたい。

2 情報提供対策

厚生労働省は、引き続き、ホームページ「海外渡航者のための感染症情報」、感染症週報等を通じて情報提供を行っていくので、住民に対する普及啓発に活用されたい。

フロー図

